

広島市障害者スポーツ大会出場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の社会参加とスポーツ競技力の向上等を促進するため、各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部を補助する障害者スポーツ大会出場費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象となる大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、広島市内で開催される大会は除く。

- (1) 全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会
- (2) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は同協会に登録若しくは準登録している競技団体（以下「日本障がい者スポーツ協会関係団体」という。）が主催する全国規模の大会であって、予選会等を経て開催されるもの又は出場標準記録が設定されているもの（全国障害者スポーツ大会を除く。）
- (3) 国内での予選会や選考会を経て、日本障がい者スポーツ協会関係団体が代表選手やチームを選考する国際大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する大会に出場する団体競技（個人競技（個人戦と団体戦の両方がある競技（陸上リレー、車いすテニス、卓球、ボッチャ等）の団体戦を含む。以下同じ。）以外の競技をいう。以下同じ。）のチームであって、主な練習拠点が広島市内にあり、かつ、大会への出場登録選手の半数以上が本市に住所を有するもの（広島市代表として出場するチームに限る。）
- (2) 前条第2号に規定する大会に出場する個人競技の選手であって、本市に住所を有するもの
- (3) 前条第2号に規定する大会に出場する団体競技のチームであって、主な練習拠点が広島市内にあり、かつ、大会への出場登録選手の半数以上が本市に住所を有するもの
- (4) 前条第3号に規定する大会に出場する個人競技の選手であって、本市に住所を有するもの
- (5) 前条第3号に規定する大会に出場する団体競技のチームに所属し、又は、選抜された選手であって、本市に住所を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象大会の出場に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 保険料
- (4) 参加負担金

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とする。ただし、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第3条第1号に規定するチーム 出場登録選手一人あたり1万円

- (2) 第3条第2号に規定する選手 1万円（一の年度において5万円を上限とする。）
- (3) 第3条第3号に規定するチーム 出場登録選手一人あたり1万円（一の年度において交付を1回とする。）
- (4) 第3条第4号及び第5号に規定する選手 大会出場ごとに交付（国内開催1万円、国外開催5万円）

2 補助金の交付は、一選手又は一チームにつき、同一大会ごとに1回とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象大会の7日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者スポーツ大会出場費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) チーム構成員（様式第1号別紙1）（団体競技に出場する場合に限る。）
- (3) 収支予算書（様式第1号別紙2）
- (4) 出場する大会の概要が確認できる書類（開催要綱等）
- (5) 大会に出場することが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは交付決定を、補助金を交付することが不適当と認めるときは不交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を行ったときは交付決定通知書（様式第2号）により、不交付決定を行ったときは不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

- (1) 交付決定を受けた大会出場の内容又は予算を変更しようとするとき
- (2) 交付決定を受けた大会への出場を中止しようとするとき

2 前項の規定により市長の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、大会出場が完了したときは、その完了の日から40日以内、又は3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者スポーツ大会出場費補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 大会出場報告書（様式第5号別紙1）
- (3) 収支決算書（様式第5号別紙2）
- (4) 領収書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の書類の審査により、当該実績報告書に係る大会出場の実績が補助金の交付決定内容及びこれに付した条

件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条の通知を受けた補助決定者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第7号）を別に市長が定める日までに提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が、規則第18条第1項各号に定めるもののほか、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付している場合は、取消に係る補助金を返還させるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。